

容器包装プラスチック

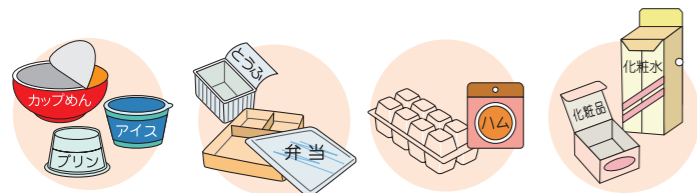


異物や汚れたものを取り除いた後、リサイクル工場へ引き渡します。

対象品目

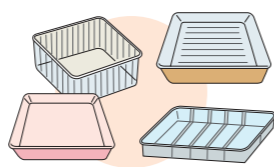
- 商品を入れたり包んでいるプラスチック製の容器や包装物でその商品を使ったり取り出したあと、不要になるものです。

カップ・パック類



カップめん・コンビニ弁当の容器、食品・日用品のパックなど

トレイ類



食品トレイ・仕切トレイなど

袋・ラップ類



インスタント食品・日用品などの包みや袋、外装フィルムなど

ボトル類

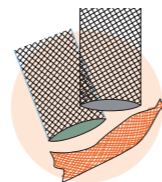
プラスチックボトル（ペットボトル以外）など



その他



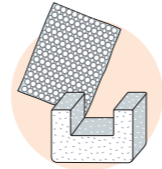
チューブ類など



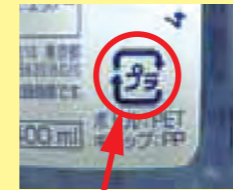
野菜・果物のネットなど



プラスチック製のキャップやラベルなど



商品を保護する発泡スチロールや緩衝材など



目印は
プラマーク

食品トレイはできるだけスーパーの店頭回収へ

対象外のもの（プラマークはついていません）

燃えるごみ (P15へ)

- 商品そのもの
プラスチック製のバケツ、洗面器、おもちゃ、歯ブラシ、ボールペン、カセットテープ、ビデオテープなど
 - 商品でない物の容器や包装
クリーニング、ダイレクトメールの袋、景品、試供品の袋など
 - 中身の商品と分離しても不要にならないもの
CDケース、ビデオケースなど
- ※輸液バッグ等の在宅医療用プラスチックバッグ類は、衛生的に処理する必要があるため燃えるごみ



出す時の注意

- 1 「プラマーク」を確認してください。

※プラマークの横や下のPP、PEなどはプラスチックの種類を表示しています。種類に関係なくプラマークがあれば容器包装プラスチックです。

- 2 必ず中身を使い切り、汚れを取り除いてください。

汚れのついてるものは、水で軽くすすぐ、ふき取るなどしてから出してください。



※汚れは目で見て分からない程度で構いません。※洗剤で洗っていただく必要はありません。※紙のラベルがはがしにくいものは、そのまま出してください。

ポイントは「プラマーク」



のこ おろ 残り水で OKやて〜!

※このままでは出せません。



汚れたものは、リサイクルできません。また、きれいに出された他の容器包装プラスチックにも汚れが広がってしまいます。

汚れが簡単に取れない場合は燃えるごみ

- 3 直接、指定袋に入れて出してください。



中身が確認できないから二重袋はあかなくて〜!

袋を二重にして出されると、異物の選別・除去作業やリサイクルに大きな支障をきたします。

- 重ねたり、ハサミで切るなどで、かさを減らすことができます。



※「容器包装プラスチック」の分別収集は、「容器包装リサイクル法」に基づいて実施するものです。この法律では、①消費者が分別排出し、②市が分別収集し、③容器包装を製造したり利用している事業者が費用を負担してリサイクルを行うという役割分担が定められており、♻️(プラマーク)は、リサイクル費用を事業者が負担している「証し」としてつけられているものです。「容器包装プラスチック」以外のプラスチックについては、この法律の対象外であり、こうした費用負担やリサイクルの仕組みがないため、分別収集の対象外になります。